

経済財政運営と改革の基本方針 2021

日本の未来を拓く 4 つの原動力
～グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策～
(農林水産関係部分抜粋)

令和 3 年 6 月 18 日

第1章 新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナの経済社会のビジョン

5. 防災・減災、国土強靱化、東日本大震災等からの復興

(1) 防災・減災、国土強靱化

発災から10年を迎えた東日本大震災で得られた経験も教訓に、切迫化する大規模地震⁸災害、相次ぐ気象災害、火山災害、インフラ老朽化等の国家の危機に打ち勝ち、国民の命と暮らしを守り、社会の重要な機能を維持するため、「国土強靱化基本計画」⁹に基づき、必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、本年、具体化される気候変動への取組強化、防災・減災、国土強靱化新時代¹⁰等の新たな動きと歩調を合わせて、女性、高齢者や障害者など多様な視点を踏まえながら、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。

気候変動の影響により激甚化・頻発化する水害・土砂災害や高潮・高波への対策として、堤防・ダム・砂防堰堤^{えんてい}・下水道・ため池の整備、森林整備・治山対策、ダムの事前放流・堆砂対策、線状降水帯等の予測精度向上、グリーンインフラの活用、災害リスクも勘案した土地利用規制等を含むまちづくりとの連携など、流域全体を俯瞰した流域治水を推進する。令和2年度豪雪も教訓に豪雪時の道路交通確保対策を強化する。本年2月の福島県沖を震源とする地震被害も踏まえ、災害に強い道路、鉄道、海上交通ネットワークの構築等を推進する。無電柱化、インフラ老朽化対策等を加速するとともに、TEC-FORCE¹¹等防災の体制・機能の拡充・強化、消防団を含む消防防災力の充実、学校など避難拠点の防災機能強化、複合災害や熱中症対策など地域特性を考慮した避難所の環境改善、NGO等との官民連携、防災ボランティア等や気象防災アドバイザーの充実、次期気象衛星や防災デジタルプラットフォーム¹²及び防災IoT¹³等デジタル技術を活用した災害関連情報の高度化、要配慮者避難の促進等¹⁴、防災教育、船舶や医療コンテナの活用を含む医療体制の強化等による地域防災力の向上を図りつつ、事前復興の観点を含め行政と住民等との災害リスクコミュニケーションを推進する。

中長期的な目標の下、取組の更なる加速化・深化を図るため、追加的に必要となる事業規模等を定めた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」¹⁵を推進し、引き続き、災害に屈しない国土づくりを進める。

⁸ 南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等（これらに起因する津波を含む。）。

⁹ 平成30年12月14日閣議決定。

¹⁰ 「防災・減災、国土強靱化新時代の実現のための提言」（令和3年5月25日内閣府・内閣官房防災・減災、国土強靱化WG・チーム提言）に基づく取組。

¹¹ Technical Emergency Control Force の略称。緊急災害対策派遣隊。大規模な自然災害等に際し、被災自治体等が行う被災状況の把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を行う。

¹² 災害対応に必要な情報をシステム間の連携等により収集・分析・加工・共有するシステム。

¹³ 災害時等において、インターネットに接続されているドローン、監視カメラやセンサー等を活用し、現場の状況を機械で収集する仕組み。

¹⁴ 一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、被災者に対するきめ細やかな支援を実施する災害ケースマネジメントを含む。

¹⁵ 令和2年12月11日閣議決定。

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4つの原動力と基盤づくり～

3. 日本全体を元気にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～ (5) 輸出を始めとした農林水産業の成長産業化

人口減少に伴う国内市場縮小や農林漁業者の減少、気候変動等に対応するため、農林水産業全般にわたる改革⁵³を力強く進め、成長産業としつつ、所得の向上、活力ある農山漁村の実現、食料安全保障の確立を図る。

輸出戦略⁵⁴に基づき、マーケットインやマーケットメイクの推進⁵⁵に向け、品目団体の組織化等による海外での販売力強化、農産物特有のリスクに対応し事業者の後押し等の施策を講じ、所要の法⁵⁶改正も含め検討する。加工・業務用野菜の国産切替えを進める。

「みどりの食料システム戦略」⁵⁷の目標達成に向け、革新的技術・生産体系の開発・実装、グリーン化に向けた行動変容を促す仕組みを検討するとともに、国際ルールづくり⁵⁸に取り組む。

中山間地域等を含めた生産基盤の確保・強化に向け、スマート農林水産業の実装加速化、支援サービス事業の育成等を推進するほか、農地バンクの機能強化等による農地の集約と最大限の利用、多様な人材確保と担い手育成、新たな農業・農村ビジネス展開を大胆に進める仕組みを検討する。土地改良事業や家畜疾病対策を推進するとともに、広域捕獲等の鳥獣対策を強化する。食品産業の強化に向け、自動化、データ連携等の推進、新しい生活様式に対応した業態転換等を進める。

新たな「森林・林業基本計画」⁵⁹に基づき、エリートツリー⁶⁰による再造林等適正な森林管理、持続的な経営体の育成、都市での木材利用促進等を進める。

新漁業法⁶¹に基づく新たな資源管理や養殖業の成長産業化、漁業者の経営安定、不漁問題に対応した持続的な水産業を推進する。

⁵³ 「農林水産業・地域の活力創造プラン」（令和2年12月15日農林水産業・地域の活力創造本部改訂）等に基づく改革。

⁵⁴ 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和2年12月15日農林水産業・地域の活力創造本部決定）。2030年までに5兆円とする輸出額目標を実現するため、実行する施策をまとめた戦略。

⁵⁵ 海外市場で求められるスペック（量・価格・品質・規格）の産品をその価値に見合った適正な価格で専門的・継続的に生産・輸出すること。

⁵⁶ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）。

⁵⁷ 令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定。持続可能な食料システムの構築に向けた新たな政策方針。CO₂ゼロエミッションや農薬・肥料の低減など2050年目標を設定。

⁵⁸ 本年9月に国連事務総長主催の下、ニューヨークにおいて、各国首脳等が参加し、環境に調和した農業の推進等の食料システムに係る多方面にわたるテーマが取り上げられ、初めて開催される予定の「国連食料システムサミット」等の機会を捉え、国際ルールメイキングに参画する。

⁵⁹ 令和3年6月15日閣議決定。

⁶⁰ 林業経営の低コスト化、森林の二酸化炭素吸収能力の向上、伐期の短縮等を図ることを目的に開発されている初期成長や材質等に優れた品種。

⁶¹ 漁業法（昭和24年法律第267号）。

成長戦略実行計画
(農林水産関係部分抜粋)

令和3年6月18日

第2章 新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備

7. スマート農林水産業

デジタル技術や衛星情報を活用し、地方創生の中核である農林水産業の成長産業化を推進するため、通信環境整備やデジタル人材の育成等を進める。

具体的には、通信環境整備を進めるため、農村での調査、整備手法等をまとめたガイドラインを本年度中に策定する。デジタル人材の育成を強化するため、教育現場における外部人材の活用を進める。また、スマート農林水産業のプロジェクト推進に際し、地域の大学や金融機関をはじめ、多くの異分野の関係者が参画するコンソーシアムの組成を後押しする。スマート農林水産業に必要な機器のレンタルやシェアリング等の支援サービスを提供する事業者の地域への参入を促す。

第3章 グリーン分野の成長

1. 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

(3) 分野別の課題と対応

⑪食料・農林水産業

みどりの食料システム戦略に基づき、生産、加工・流通、消費に至るサプライチェーン全体で、革新的な技術・生産体系の開発と社会実装を推進し、2050年までに農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現を目指す。

具体的には、農林業機械・漁船の電化・水素化等や、農畜産業由来の温室効果ガスの削減、農地・海洋における炭素の長期・大量貯蔵といった吸収源の取組、食品ロスの削減等を強力に推進する。

また、森林・木材によるCO2吸収・貯蔵機能を強化するため、高層木造技術の確立など建築物の木造化等を促進しつつ、間伐や成長に優れた苗木等を活用した再造林等の森の若返りにも取り組む。

第14章 地方創生

2. 農林水産業の成長産業化による活力ある農山漁村の実現

農林水産物・食品について、2025年に2兆円、2030年に5兆円という輸出額目標の達成に向け、27の重点品目、1,200以上の輸出産地・事業者への重点的な支援を行うなど、農林水産業を地域をリードする成長産業とするための改革を進め、所得を向上させ、活力ある農山漁村の実現を図る。また、木材の国際的な需給の逼迫状況を踏まえ、国産材の安定供給体制の構築を推進する。

成長戦略フォローアップ
(農林水産関係部分抜粋)

令和3年6月18日

1. 新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備

(1) デジタル庁を中心としたデジタル化の推進

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

iii) 包括的データ戦略の推進と準公共分野等における共通基盤の整備（データ戦略）

・ バイオ分野、マテリアル分野、宇宙分野などデータ連携が進みつつある重要な産業分野において、データの連携や提供の方法と安全管理措置、データ連携に係るコスト負担の考え方等、データ連携に関する基本的な考え方を 2021 年度までに取りまとめる。

- ー 「農業分野におけるオープン API 整備に関するガイドライン」に基づき、2021 年度からトラクター、コンバイン等農業機械から取得される位置や作業記録等のデータの連携・共有を進める。また、農業データ連携基盤においてデータ連携を実現する API の実装等の活用促進と運営体制の強化に向けた検討を進め、生産から販売・消費までのデータ連携を実現するスマートフードチェーンのプラットフォームを 2022 年度までに構築する。
- ー 都道府県が導入を進める森林クラウドとデータ連携が可能な ICT 生産管理システムの標準仕様を 2021 年度末までに作成し、民間事業者への導入促進を図るとともに、サプライチェーンでの需給や合法性確認等データをシステム共有する取組を加速化する。
- ー 水産資源の評価・管理の高度化、効率的な操業・経営の支援や水産関連ビジネスの創出を支援するため、水産業データ連携基盤に基づき水産分野のデータ連携・共有を推進するとともに、データ利活用の推進に向けたデータポリシーの確立やデータ標準化の検討を進め、2021 年度にデータ契約ガイドラインを策定する。

(7) スマート農林水産業

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

i) スマート農業の推進

2022 年度までに、生産基盤の強化を技術面から支えるスマート農業の本格的な現場実装を着実に進める環境が整うよう、以下の取組を一

体的に進める。

(スマート農業の推進)

- ・2019 年度から実施している実証プロジェクトで収集した農業経営データを基に、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）を中心に、農業者が利用しやすい形で経営診断を行うシステムを開発し、経営向上に資するスマート農業の導入を促す。
- ・実証プロジェクトの中で、2021 年度から新たに、農業生産段階での省力化のみならず、農産物の付加価値向上や、雇用の拡大、地域活性化にもつなげていけるよう、流通・消費者も含めたスマート商流の取組を行う。
- ・生産から販売・消費までのデータ連携を実現するスマートフードチェーンプラットフォームを 2022 年度までに構築する。このスマートフードチェーンの社会実装を進めるため、事業者へのインセンティブ付与や消費者への価値訴求を図るフードチェーン情報公表 JAS（仮称）の策定について検討する。
- ・米と比較して開発・導入が遅れている野菜・果樹等について、スマート農業技術の導入を促進するため、地場メーカー、農業者、大学、スタートアップ企業、地域金融機関等による地域コンソーシアムの組成を促し、地域のニーズに応じた改良等の可能性も含め、効果的な社会実装につながる汎用性の高い技術の研究開発等の取組を推進する。
- ・農地の集積等が進んだ地域については、担い手農業者に対するスマート農業機械の導入支援などを通じて、引き続きスマート農業の実装を後押しする。加えて、スマート農業のメリットを感じにくい、農地の集積等が進んでいない小規模農業産地において、農地の集積・集約化を促進しつつ、スマート農業産地の形成・創出に取り組み、スマート農業技術の導入による生産性向上を促す。産地が目指すスマート農業技術を用いた農業の姿を合意形成できた複数の経営体が参画し、スマート農業機械のレンタル・シェアリングも活用し初期投資の課題を乗り越えながら、農作業の集約化を図る。
- ・スマート農業産地のメリットの明確化を図り、合意形成に資するよう、各産地のビジネスモデルに関するコンサルティング機能を担う情報発信拠点を形成するとともに、スマート農業実証プロジェクト実施地区の取組事例や多様な農業支援サービス事業者が持つスマート農業技術の情報などを一元的に集積し、優良事例の全国展開に向けた取組を行う民間主体の全国規模の協議会の設立を図る。
- ・スマート農業産地における、減農薬・減化学肥料による環境保全や大幅な省力化などの効果があるスマート農業技術の導入を促進する仕

- 組みについて、今後のスマート農業機械の導入状況を見極めながら、検討し、具体的な措置を講ずる。
- ・スマート農業の実装を促進するため、自動走行農業機械に適した農地の大区画化や ICT 水管理施設等の整備を推進する。
 - ・スマート農業の推進に資する農村周辺での通信環境整備のため、現場の状況に応じて、農林水産省の関連事業と総務省の関連事業を効果的に活用する。
 - ・農林水産省と総務省の間で、スマート農林水産業を加速化する必要性についての危機感、農林水産業の各分野・地域横断的な課題、各分野における取組の進捗状況などを共有し、民間会社の協力も得ながら解決に向けた対応策を検討するための連絡会議を設置する。
 - ・道府県立農業大学校でのスマート農業のカリキュラム化について、現在の 32 校から、2022 年度までに、42 校全校に拡大するとともに、既に就業している農業者を対象としたスマート農業研修も充実させる。
 - ・都道府県の農業普及指導員が、農業者や農業支援サービス事業者からの相談に対応する体制を構築する。
 - ・農業高校（林業関係学科を含む）に関して、スマート農業・林業に関する学習内容が盛り込まれた新高等学校学習指導要領が実施される 2022 年度に向けて、農林水産省等が作成する教育コンテンツの活用等によりスマート農業に関するアクティブな学習を前倒しして実施する学校の増加を促す。
 - ・変化する農林水産業への就業を高校生が常に意識できるよう、スマート農業機械等の導入を支援することに加えて、授業や現場実習において、スマート農林水産業を実践する卒業生をはじめとする地域の農林水産業関係者や農業支援サービス事業者などの外部人材の活用を図るとともに、高校教員の更なる指導力向上のために、オンライン方式も含めた研修を充実させつつ、参画を促す。
 - ・農林水産省と文部科学省の間で、スマート農林水産業を加速化させることの必要性について認識を共有し、スマート農林水産業に精通した人材の育成を推進するため、連絡会議を設置する。
 - ・スマート農林水産業をより一層促進するため、異なる技術力や発想力を持つ多様な関係者が業種横断的に集まる地域コンソーシアムの組成を促す。その際、特に大きな役割が期待される地方大学と地域金融機関の参画を積極的に促す。また、地域コンソーシアムの取組は、スマート農業の全国取組事例等を一元的に集積し優良事例の全国展開に向けた取組を行う民間主体の協議会に集積し、併せて全国への情報発信を図る。

- ・国立大学改革の一環として、地方貢献に資するため、スマート農林水産業等の推進に向けて、地方国立大学における人材供給や研究開発を促進する。
- ・地域における資金供給の円滑化を促進するため、スマート技術の活用やそれらに対する目利きに関する研修の実施など、株式会社日本政策金融公庫と地域金融機関の連携体制を一層強化する。

(農業支援サービスの育成・活動環境整備)

- ・改正農業法人投資円滑化法に基づく投資スキームや日本政策金融公庫の資金融資等の活用により、資金面で農業支援サービス事業者の活動を支援する。
- ・新規就農に向けた情報や求人情報をワンストップで提供しているポータルサイトで、2021 年度から、農業支援サービス事業者の求人情報も提供する。また、この求人情報を各都道府県の技術力豊かな高等専門学校にも提供し、エンジニアなど農業以外の分野から人材を確保する。さらに、農業支援サービス事業者のサービス情報が登録され、農業者が手軽に検索・比較できるポータルサイトを 2021 年度中に立ち上げるとともに、農業支援サービス事業者間の情報交換を行える場を、2021 年度中に設置する。
- ・地域とのつながりが乏しい農業支援サービス事業者が各地域に円滑に参入し、農業者が必要なサービスを受けられるよう、地方公共団体等が行う農業者とのマッチングを促進する。地方公共団体等による参入支援の取組や農業支援サービス事業者の活動による具体的な成果を、スマート農業新サービス創出プラットフォームの民間企業や研究機関等と共有し、農業支援サービスの市場拡大を図る。さらに、農業支援サービス事業者への農研機構の専門家の活用に向けた情報提供体制について検討する。
- ・2025 年度までに新しい病虫害発生予察を実現するため、ドローン等を活用した病虫害発生量の情報収集や AI 等を活用した病虫害発生予測技術の開発に取り組む。

ii) スマート林業の推進

2024 年度までに、スマート林業の本格的な現場実装を着実に進める環境が整うよう、以下の取組を一体的に進める。

- ・2021 年度に産官学の様々な知見者が参加する「林業イノベーションハブセンター（森ハブ）」を設置し、林業機械の無人化・自動化等の戦略的技術の開発・実証に関し、先端技術の導入促進のための林業分野以外の技術探索等を行い、その成果を活用し、技術開発方針の策定や民

間事業者による事業化への支援を推進する。

- ・安全で生産性の高い林業を実現して、若者や女性、自伐型林業を含めた様々な林業経営者にとって安全で魅力ある産業への転換を図るため、森ハブの知見も活用し、2024 年度までの実用化を目指し、伐採、運搬、造林の作業を遠隔・自動で行う機械と、その基盤となる無線通信技術等に関する開発・実証を行う。また、これらの機械の実用化に合わせて安全性ガイドラインを整備する。
- ・市町村や林業経営者が利用可能な森林資源情報をまとめた都道府県森林クラウドを 2021 年度までに全ての都道府県で導入する。また、精密なレーザ計測を進め、順次、森林クラウドに計測成果を掲載するとともに、国有林の森林資源情報も掲載する。さらに、民有林・国有林の森林資源情報を一体的に国民一般へ公開する仕組みについて検討する。
- ・全国でのスマート林業のモデル的な導入に向け、国有林のフィールドも活用しつつ、2022 年度までに全国 12 か所程度での実践事例の分析・提供や、技術モデルの提示を行う。
- ・林業大学校でのスマート林業のカリキュラム化について、現在の全国 19 校から、2024 年度までに、21 校全校に拡大するとともに、農業高校（林業関係学科を含む）に関して、スマート農業・林業に関する学習内容が盛り込まれた新高等学校学習指導要領が 2022 年度に実施されることを踏まえ、農林水産省等が作成する教育コンテンツの活用等によりスマート林業に関するアクティブな学習を実施する学校の増加を促す。

iii) スマート水産業の推進

2023 年度までに、スマート水産業の本格的な現場実装を着実に進める環境が整うよう、以下の取組を一体的に進める。

- ・2023 年度までに、水産資源の評価対象の有用魚種全体（200 種程度）への拡大と資源評価の精度の向上を目指し、主要な産地市場・漁協の水揚げ情報を電子データで収集する体制を構築する。2021 年度は 200 市場を目途に体制を構築し、2023 年度に全国 400 市場程度に拡大することを目標とする。また、水揚げ価格情報を船上で確認できるシステムや船上から漁獲情報を産地市場関係者と共有するためのシステムの導入を促進する。
- ・2023 年度までに、沖合・遠洋漁業を行う漁船 1,000 隻以上が、漁場予測を含む衛星情報等からの精度の高い漁海況情報を活用できるよう、漁海況予測システムの開発・実証を行う。

- ・2021 年度中に、沿岸漁業で 7 日先までの漁海況予測情報の提供により経験が浅い漁業者でも漁場に効率的に到達できるような取組を 10 都道府県以上で実施する。
- ・養殖について、2021 年度中に赤潮発生予測情報を活用する取組を 10 か所以上で実施するとともに、個別の海域での養殖生産力の推定サービス、いかだの最適配置提案サービスなどの漁業支援サービスの活用を促進する。
- ・スマート技術と親和性の高い養殖に関し、革新的な技術を開発するため、産官学の異なるアイデアを有する様々な業種からなるプラットフォームを、2022 年度までに構築する。
- ・海上での通信環境整備の一環として、衛星コンステレーションを用いた低廉な通信サービスが速やかに利用可能となるよう、2021 年度中に、必要な制度整備を行う。
- ・2024 年度までに、水産大学校におけるスマート水産業のカリキュラム化を実施する。また、漁業の既就業者向けの短期スマート研修も充実させる。
- ・スマート水産業に関する学習内容が盛り込まれた新高等学校学習指導要領が実施される 2022 年度に向けて、大学や企業等の専門家によるアクティブな出前授業を活用した学習が実施される水産高校の増加を促す。

2. グリーン分野の成長

(1) 2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

iii) 分野別の課題と対応

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

(食料・農林水産業)

・「みどりの食料システム戦略」に基づき、各省横断的な枠組みも活用した持続可能な農林水産業・食品産業技術の創出や研究開発から製品・サービス化に至る取組の展開等を通じて、農林水産・食品分野のグリーン化を推進する。

- ・炭素貯留効果と土壌改良効果を併せ持つ新しいバイオ炭資材等の開発や規格の整備に向けた取組を 2021 年度から進めるとともに、効率的な施用のために必要なスマート機械の開発等を推進し、農地土壌の吸収量の強化を図る。
- ・再エネによる農山漁村のエネルギー自立技術、次世代有機農業技術の開発を進めるとともに、2021 年度から園芸施設等における RE100 を実現した環境制御施設の開発等を推進する。畜産物生産において、輸入飼料から国産飼料への転換、家畜由来堆肥の広域流通による資源循環、飼養の精密化等に取り組む。
- ・食品製造・流通過程におけるエネルギー・熱利用の効率化等や食品ロスの削減等に向け、2021 年度から食品工場由来の廃熱の有効活用技術、データ駆動型コールドチェーンシステム等の技術開発を推進する。
- ・人工林の適切な間伐、エリートツリー等を活用した再造林等の森林整備や高層建築物等の木造化に資する建築部材等の開発、利用拡大について 2021 年度から集中的に取り組む、森林吸収量の確保・強化を図る。
- ・漁船の省力化・効率化等による排出削減を進めるとともに、ブルーカーボンの活用に向けて、2023 年度までに藻場等による CO₂ の吸収・貯留量の計測方法を確立し、温室効果ガスインベントリ報告への反映を目指すとともに、藻場・干潟の保全・創造等を行う。

(4) 地域脱炭素ロードマップ

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

2050 年までの CO2 排出実質ゼロを表明（ゼロカーボンシティ宣言）し、主体的に脱炭素への移行に取り組む地方公共団体の動向を踏まえて国・地方脱炭素実現会議において策定された「地域脱炭素ロードマップ」（令和 3 年 6 月 9 日国・地方脱炭素実現会議決定）に基づき、脱炭素先行地域づくりを進め、少なくとも 100 か所の脱炭素先行地域において 2030 年までに民生部門の電力消費における脱炭素の実現を目指す。また、住宅・建築物等への自家消費型太陽光発電の普及、住宅の省エネ性能の向上、再エネ電力を活用した、ゼロカーボン・ドライブによる EV/PHEV/FCV の普及拡大等の重点対策を全国で実施し、脱炭素先行地域を核に全国各地に脱炭素の取組を波及させる脱炭素ドミノを実現する。

この実現のため、「みどりの食料システム戦略」、「国土交通グリーンチャレンジ」等の関係省庁の政策パッケージも活用しつつ、今後 5 年間で集中して推進する。

8. 新たな成長に向けた競争政策等の在り方

(1) 規制改革の推進

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

i) 国家戦略特区の推進

国家戦略特区制度については、引き続き、岩盤規制改革に集中的に取り組む。また、規制の特例措置の活用から一定期間が経過し、特段の弊害のない特区の成果については全国展開に向けた検討を重点的に進めるなど、特区の規制の特例措置の全国展開を加速化させる。

①更なる規制改革事項

(企業の農地取得特例)

- ・養父市において活用されている「法人農地取得事業」については、政府として、当該事業に関する特例制度のニーズと問題点の調査を特区区域以外においても 2021 年度中に実施し、その結果に基づき全国への適用拡大について調整し、早期に必要な法案の提出を行う。

(農地の適切な利用を促進するための施策)

- ・本格化する人口減少を踏まえ、各地域において農業経営を行う者を確保するとともに、農地の適切な利用を促進するための施策の在り方について、農業法人が円滑に資金調達を行い農業経営を発展させていくための方策を含め、幅広く検討し、2021 年度中に結論を得て、必要に応じて所要の措置を講ずる。

(「農泊」推進のための簡易宿泊施設の設置促進等)

- ・農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農泊」を推進することを含め、農山漁村発イノベーションに必要な施設の整備を行う場合には、農業上の土地利用との調和を図りつつ、迅速な手続きを進めることを可能とするため、2021 年度内に結論を得て、所要の措置を講ずる。

②国家戦略特区における規制の特例措置の全国展開

国家戦略特区における規制の特例措置は、国家戦略特別区域基本方針（平成 26 年 2 月 25 日閣議決定、令和 2 年 10 月 30 日一部変更）において、「活用から一定期間が経過し、特段の弊害のない特区の成果については、全国展開に向けた検討を重点的に進めるなど、全国展開を加速化させる」こととされている。これを踏まえ、まずは下記の項目について、2021 年度中に全国展開の実施又は検討を行うとともに、そ

れ以外の項目についても可能なものから順次進めていく。

(保安林の指定の解除手続き期間の短縮)

- 一定の要件を備えている場合に、保安林の指定の解除手続き期間を短縮できる特例について、2021 年内を目途に全国展開を実施する。

10. イノベーションへの投資の強化

(6) 未来社会の実験場としての2025年日本国際博覧会

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

- ・「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）を新型コロナウイルス感染症克服後の社会の在り方を提示する場とするとともに、新たな技術やシステムを実証し、Society5.0を体感できる「People's Living Lab（未来社会の実験場）」とする。具体的には、大阪・関西万博の内容を充実させるべく、以下の取組を進める。あわせて、こうした取組を進める上で阻害要因となる規制があれば、規制の見直しを積極的に進めていく。
 - －2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、ネガティブエミッション技術、次世代型太陽電池、カーボンリサイクル、水素・アンモニア発電、**農林水産業のCO2ゼロエミッション化などイノベーションによる持続可能な食料システム構築**といった革新的技術の活用モデルを世界に発信するとともに、会場において、エネルギーについては再生可能エネルギーや水素・アンモニアのほか、分散型エネルギーや省エネルギー・環境関連技術を活用していく。
 - －空飛ぶクルマの移動体験を含めた陸海空におけるモビリティ技術や宇宙開発及びそれを支える食料生産システム、海洋科学技術、AIによる実用レベルの「多言語同時通訳」、ビヨンド5G（いわゆる6G）、**超省力的なスマート農業技術体系**、次世代ロボット等、日本の最先端技術を世界に発信するための取組を進める。
 - －日本の伝統的な文化や最先端技術等を用いた各種アート・デザインやポップカルチャー、和食・食文化・日本産食材・酒造り等について、日本の魅力を世界に発信し、訪日プロモーションを推進する。
- ・外国人来訪者の受入れに向けて税関・出入国管理・検疫体制の強化に取り組むとともに、来場者や運営関係者の安全・円滑な輸送に加え、開催後の大阪・関西の成長基盤になるような交通インフラの機能強化、会場周辺のインフラ整備等を実施し、広域でのアクセス向上、地域の安全性や魅力の向上等を進める。

1 2. 重要分野における取組

(5) PPP/PFI の推進強化

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和3年改定版）」（令和3年6月18日民間資金等活用事業推進会議決定）の公共施設等運営事業（コンセッション）重点分野（空港、上下水道、道路、文教施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE 施設、公営水力発電及び工業用水道）の数値目標達成に向けた取組を推進する。また、樹木採取権制度の活用を推進する。さらに、行政の財政コストを抑えながら、民間のノウハウ等を活用し、社会的課題の解決や行政の効率化等を実現する仕組みである PFS（Pay For Success、成果連動型民間委託契約方式）の活用と普及を促進する。

また、利用料金の生じないインフラにおける指標連動方式について、先進的な国内の事例や海外の制度を調査・整理し、これらの結果に基づき、活用方法を記載した実用的なガイドラインを 2021 年度中を目途に策定する。また、当該方式の活用を検討する国の機関及び地方自治体を募り、2022 年度までに 10 件以上の可能性調査を実施し、案件形成を進める。

（公共施設等運営事業重点分野及び樹木採取権制度の取組推進等）

- ・ 樹木採取権制度について、2022 年度からの具体的な樹木採取区の指定等の実施に向け、大型製材工場が必要とする原木消費量である 10 万 m³を地域で安定供給するために必要な国有林野からの供給量及び樹木採取権の存続期間を、マーケットサウンディングを踏まえて検討する。

13. 地方創生

(1) 観光立国の実現

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

観光関連産業には全国で約900万人の方が従事し、地方経済を支える重要な役割を果たしている。新型コロナウイルス感染症の拡大以降、国内外の観光需要は大幅に減少し、観光産業は深刻な影響を受けており、雇用の維持と事業の継続が極めて重要となっているため、まずは、金融支援や雇用調整助成金等の支援策を実施していく。この際、地方運輸局等により、事業者へプッシュ型で支援策を届けていく。

GoTo トラベル事業は、今後の感染状況等を踏まえて、取扱いを判断することとし、まずは宿泊施設・観光地等での感染拡大防止策を徹底した上で、地域観光事業支援を実施する。また、ワーケーション等の普及により旅行需要の平準化を図り、混雑や密を低減させる。

観光需要の回復に備えて、観光産業の体質強化が急務であり、短期集中で、宿泊施設・観光地を再生し、地域全体で魅力と収益力の向上に取り組む。

コロナ禍でも、我が国の「自然」「気候」「文化」「食」といった魅力は何ら失われていない。これらの観光資源をフル活用し、国内観光客による地域の魅力の再発見や単価向上・長期滞在を実現する。さらに、観光地等の受入環境整備を着実に実施し、国内外の感染状況等を見極めた上でのインバウンドの段階的復活に向けた取組を推進する。観光は成長戦略の柱、地方創生の切り札であり、官民一丸となって観光立国を実現する。

ii) 魅力ある観光地域とコンテンツ造成

- ・古民家・社寺・城等の歴史的資源の宿泊施設等へのコンバージョン等を促進するため、保有する自治体等へ専門家を派遣し、宿泊施設への改修等を支援しつつ、地域の担い手の発掘・支援、地域へのノウハウの提供を行い、周辺の古民家・社寺等の面的な活用も進める。また、農泊を起点にした農山漁村体験等を満喫できるコンテンツや、アウトドア、武道、アーバン等のスポーツを活かしたコンテンツも造成する。
- ・地域ならではの食材活用や料理のより魅力的な提供、ベジタリアン・ヴィーガン対応、土産物の磨き上げ等を進めるとともに、食・食文化、日本産酒類を活用したインバウンド向けのコンテンツ造成や情報発信に取り組む。

（２）農林水産業の成長産業化による活力ある農山漁村の実現

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

我が国農林水産業が人口減少に伴う国内市場の縮小や農林漁業者の減少・高齢化の進行に直面する中、TPP11 や地域的な包括的経済連携（RCEP）協定等の経済連携協定等により構築された巨大な海外市場を最大限活用できる体制を整えていかなければならない。

また、地球規模の気候変動対応や生物多様性の確保等の世界的規模での課題やコロナ禍で高まる国民の食への関心や健康志向等への対応が大きな課題となる中、我が国農林水産業及び食品産業にとって、これらの課題に適切に対応することが、その持続的発展を確保する上でより重要となっている。

このための改革を強力に進めることにより、農林水産業を地域をリードする成長産業とし、地域の所得を向上させ、活力ある農山漁村の実現を図る。

ⅰ）輸出促進等「新たなマーケット」の創出

①農林水産物・食品の輸出の促進

「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和２年 12 月 15 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき、重点品目ごとの輸出額の目標達成のため、27 の重点品目と 1,200 以上の輸出産地・事業者の重点的な支援として、以下の取組を行う。

（官民一体となった海外での販売力の強化）

- ・海外での販売力強化を図るため、生産から輸出までの業界関係者を代表して輸出のための規格の策定やナショナルブランドの構築、共同のマーケティング等を行う品目団体等の組織化・活動強化・財源の在り方、品目団体と在外公館、JETRO、日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）との連携強化のためのプラットフォームの形成や現地アドバイザーの設置等について、諸外国の例も踏まえつつ、2021 年度中に、農林水産物・食品輸出促進法の改正も含めた対応策を検討する。
- ・2021 年度中に、家庭内食の需要に応じた日本産食材を活用した調理動画の SNS による発信、日本食・食文化を疑似体験できるバーチャルトリップの実施のほか、2025 年までに、輸出重点品目の輸出先国（5 か国程度）を主なターゲットに民間の越境 EC サイトでの地域産品の販売強化策を検討する。

（マーケット・インの発想で輸出にチャレンジする農林水産業者の後押

し)

- ・輸出先国・地域のニーズに対応した製品の生産を行う輸出産地における輸出事業計画の策定を通じて、支援の充実を図るとともに、稼げる輸出ビジネスを目指し、重点市場と輸出産地をつなぐ戦略的サプライチェーンを構築する。地域の加工食品の輸出の後押しのため、輸出先国の規制に対応する設備投資、地域の食品事業者が連携して行う市場調査、販路開拓、商品開発等を推進するとともに、輸出物流の構築のため、港湾、空港の利活用、集荷等の拠点となる物流施設の整備、海外におけるコールドチェーン拠点整備・確保等を推進することとし、金融支援や税制措置等の活用も含め、農林水産物・食品輸出促進法の改正などの対応策を検討する。
- ・輸出産地を掘り起こし育成するため、農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）により、2020 年度の農林水産業者への輸出診断等による輸出拡大の優良事例の横展開を図るなど、輸出に取り組む事業者の熟度に応じてきめ細かいサポートを行う。
- ・豚熱、鳥インフルエンザの発生や輸出先国による輸入規制の強化等農林水産物・食品の輸出特有のリスクの軽減のために必要な、融資、保証等の支援について、2021 年度中に農林水産物・食品輸出促進法の改正も含めた対応策を検討する。
- ・日本産酒類の一層の輸出拡大を図るため、オンライン商談会の実施、地理的表示（GI）の普及・活用、品質劣化防止等の技術的課題の解決やブランド価値向上のための支援等に取り組む。また、日本酒、焼酎・泡盛などの文化資源について、ユネスコ無形文化遺産への登録を目指す。

（省庁の垣根を越え政府一体として輸出の障害を克服）

- ・農林水産物・食品輸出促進法に基づき、海外の食品安全等の規制に対し、規制の緩和・撤廃に向けた輸出先国・地域との協議や、輸出先国・地域の基準に適合した施設の認定加速化（2025 年までに米国、EU、香港等向け牛肉処理施設を 25 施設に、米国向け水産加工施設を 760 施設に、EU 向け水産加工施設を 135 施設とするなど）等を、政府が一体となって推進する。また、農林水産物・食品輸出促進法に基づき適合施設の認定を行う登録認定機関を 2021 年度中に 6 機関以上とするなどにより認定体制を強化し、認定施設の積極的な拡大を図る。
- ・輸出手続の一層の円滑化に向け、2020 年から多くの輸出証明書で運用開始した申請・交付のワンストップ・システムについて、2021 年度中に全ての輸出証明書でできるようにするとともに、手数料納付のオンライン化を検討する。

- ・改正種苗法による登録品種の海外持出制限について、2021 年 9 月末までに、公的機関が開発した既登録品種の 9 割以上の制限を完了するとともに、海外での品種登録の促進、侵害を監視し対抗する体制整備を進め、シャインマスカット等の日本の優良品種を保護する。
- ・更なる輸出拡大の後押しや海外における多様な稼ぎ方の創出のため、日本産品の正しい評価の普及といったマーケットメイクに取り組むとともに、2022 年度までに、食産業の海外展開の段階ごとの課題に応じた対応策を検討する。
- ・政府内に輸出専門人材を育成し、国内外の官民の関係者とネットワークを構築する。

②加工・業務用野菜の国産シェアの拡大

- ・国内で供給される加工・業務用野菜は、輸入割合が高いことから、国産への切替えを進め、2025 年度までに国産の加工・業務用野菜の出荷量を 127 万トンまで増加させることを目指す。2021 年度に、実需者の国産ニーズがあり農業機械の全面利用によりコスト削減効果の高い生産体系が確立されている品目を重点推進品目として定め、国産野菜の生産拡大のため、水田を活用した新たな産地の育成、産地における一次加工施設の整備等を行う。

③新事業分野の開拓

- ・食分野の新しい技術及びその技術を活用したビジネスであるフードテックの事業化を推進するため、フードテック官民協議会において、2022 年度までにフードテック推進ビジョンとロードマップを策定するとともに、改正農業法人投資円滑化法に基づく投資スキームを活用し、その事業活動に対し資金供給の促進を図る。
- ・大豆ミート食品が正当に評価されるよう、2022 年までに、消費者に含有率の多寡がわかりやすい名称（定義）等の標準となる JAS を制定する。
- ・市場規模が拡大している介護食品（スマイルケア食等）、漢方薬原料の薬用作物、健康寿命の延伸に資する新たな機能性食品について、健康志向の消費者の視点を重視した、農林水産業・食品産業と医療・福祉が融合した研究等を推進する。また、研究開発された薬用作物（シャクヤク等）の生産技術の産地導入を進め、需給情報の共有や契約栽培に向けた生産者と実需者のマッチングを推進する。
- ・自動車用内外装材の強化樹脂等プラスチックの代替利用として、木材を原料とする新素材である改質リグニンやセルロースナノファイバ

一等の製品化に向けた研究開発・実証・社会実装を進め、2026 年度以降の市場創出を目指す。

ii) 農業の生産基盤の強化

①生産基盤の確保・強化

(人口減少に対応した生産性の向上、人材の育成等)

農業の成長産業化や所得の増大を進めていく上で、生産基盤である農地について、健全性を図りながら、持続性をもって最大限利用されるよう、以下の取組を一体的に進める。

- ・農地の集積等のために重要な人・農地プランについて、ルールとして継続的に取り組むべきものとして法定化を含めて位置付けることとし、農地の集約化に重点を置いて、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿（「目標地図」）を明確化する。
- ・人・農地プランの「目標地図」の実現に向けて、農地中間管理機構（農地バンク）を軸として、関係機関の側からの働きかけ等を行い、体系的に貸借を、農作業受委託も含めて強力に促進する措置を講ずる。
- ・将来の地域農業を担う若い新規就農者の確保・育成を図るため、農業の魅力の発信、農地の取得等のきめ細かな支援を実施するとともに、広域での人材マッチングを進める。
- ・経営感覚を持った意欲ある農業者を育成するため、農業者の経営管理能力の向上のための取組を充実させるとともに、ターゲットを明確にした上での関係機関による農業経営の法人化の積極的な働きかけ等推進体制の見直しを行う。
- ・地域に根差した農地所有適格法人が、地元の信頼を得ながら実績を上げ、さらに農業の成長産業化に取り組もうとする場合、農業関係者による農地等に係る決定権の確保や農村現場の懸念払拭措置を講じた上で、出資による資金調達を柔軟に行えるようにする。
- ・放牧や鳥獣緩衝帯、有機農業を含む持続可能な農地（土地）利用の仕組みや新たな農村ビジネスの展開を大胆に進めるための仕組みを検討する。

(米政策改革)

- ・担い手の米の生産コストを 2023 年産で約 9,600 円/60 kgまで引き下げるという目標を実現し、国内外の新規需要の開拓につなげる。具体的には、農地の集積・集約化による分散錯圃の解消・連坦化や、生産資材価格の引下げ等による生産資材費の低減を推進しつつ、特に、2021 年度からは、技術実証や先進事例の横展開を通じた直播等の低コスト生産技術の全国展開やスマート農業機械の導入・シェアリングを

促進する。

- ・農業経営者が自らの経営判断に基づき作物を選択できるよう、きめ細かい情報提供や水田フル活用に向けた支援を行うなどにより、2025 年度までに 500 の高収益作物産地の創出等、米政策改革の定着を図る。
- ・米・麦・大豆の作付けの団地化等を行うモデル産地を、2023 年度までに、主産地の道県のほぼ全てに創出する。
- ・米の検査・流通におけるデジタル化に向け、現行の農産物検査規格とは別に、機械鑑定を前提とした規格を策定し、2022 年産米の検査から適用する。また、スマートフードチェーンを活用した民間主導での JAS を 2023 年産米からの活用を目指して制定する。

(生産基盤の強化)

- ・2025 年度までに農業委員に占める女性割合を 30%、農業協同組合の役員に占める女性割合を 15%にすること等を目指し、2021 年度に女性農業者が能力を発揮して活躍しやすい環境整備を行うとともに、女性が職業として農業を選択しやすい環境整備の施策を行う。
- ・農協改革について、農協において組合員との対話を通じて自己改革を実践するためのサイクルを構築し、農協の自己改革を不断に進め、農業者の所得向上に向けた取組を継続・強化する。
- ・農業競争力強化支援法に基づき、農業資材の卸売・小売事業を含む農業生産関連事業者に対して、化学農薬・化学肥料の使用量の低減等の政策の方向性を周知しながら、資材・流通業界の再編などを進める。
- ・国産畜産物の安定供給と輸出拡大を図るため、和牛の増頭に加え、労働力不足に対応する省力化機械の導入や新規就農者の施設整備などの投資への支援等により、畜産の生産基盤を強化する。また、規模拡大等に伴う畜舎建設のコスト削減に資する畜舎に関する建築基準法の特例制度について、特例活用のメリットも含め、農業者への周知を図る。
- ・土地改良について、コスト低減を図りつつ、高収益作物等需要の見込まれる作物への転換やスマート農業の実装等のための農地の大区画化、水田の汎用化等を推進するとともに、ため池工事特措法に基づき、2025 年度までに緊急性の高い防災重点農業用ため池の防災対策に着手するほか、農業水利施設等の強靱化対策や田んぼダムを取組拡大の加速化、ICT 水管理等のインフラ管理の省力化・高度化を実現するとともにスマート農業の実装等にも資する情報通信環境の整備等を推進する。
- ・意欲ある都市農業者による都市農地の保全と有効活用のため、都市農地貸借法の活用による貸借面積を 2024 年度までに 255ha とする目標

達成に向けて、同法を活用した都市農業者による経営規模拡大や多角化の取組事例を 2021 年度中に取りまとめ、周知を行う。

(新たな仕組みの構築)

- ・「みどりの食料システム戦略」による持続可能な食料システムの構築に向け、調達、生産から消費に至るまでの各工程における各主体の行動変容や民間投資の拡大を促すための政策的な仕組みについて、2021 年度中に検討し、所要の措置を講ずる。

②食品産業の生産性向上、家庭と農業との結びつきの強化

- ・人手不足が課題である食品産業の生産性向上に向け、省人化・自動化技術の導入やデジタル化、食品流通の合理化・高度化、3分の1ルールやリードタイム（発注から納品までの期間）等の商慣行の見直しを推進する。
- ・地域の社会課題解決と経済性が両立する持続可能なビジネスモデルの創出に向け、2021 年度から新たに、地域の中核的な食品企業を中心に観光、金融等の多様な事業者が参画し、コロナ禍による観光需要の大幅な減少に対応した長期保存技術を活用する郷土料理の新商品の開発・販売等の取組を促進する。
- ・新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、外食事業者団体が策定した「外食業の事業継続のためのガイドライン」への対応を含む「新たな日常」への対応や、設備投資なく新たに宅配業務に参入できるデリバリー専門シェア型厨房である「ゴーストキッチン」やフードデリバリーの取組等に加え、外食業における既存店舗の改装・再編、新規出店を通じた業態転換についても支援する。
- ・新型コロナウイルス感染症による影響を受け、厳しい経営環境に置かれている中堅外食事業者等に対して、資金調達が円滑に行われるよう、債務保証により信用力を強化するとともに、「新たな日常」に対応した事業展開を促す。
- ・コロナ禍で増えた家庭内での調理に関し、SNS を通じたレシピ提供やそれと関連する食材提供ビジネスと国内農業生産者との提携強化を検討する。
- ・GoTo イート事業は、これまで地域経済の底上げに貢献しており、感染拡大防止策を徹底した上で、今後の感染状況等を踏まえて、都道府県が実施の取扱いを判断する。

iii) 林業の成長産業化

2050 年カーボンニュートラルも見据え、CO2 吸収・排出削減にもつ

ながら林業・木材産業の成長産業化を促進する。

- ・森林経営管理制度を担う市町村の体制強化に向け、市町村の人材確保に必要な技術者情報の提供や、市町村を支援する都道府県等の技術者の養成のための各種研修を実施する。市町村を支援する協議会等の設立事例も含め全国の制度運用の先進的な取組事例を収集・分析し、横展開を図る。これにより、2023 年度末までに、私有人工林が所在する市町村のほぼ全てで、森林所有者に対する意向調査を踏まえた市町村への経営管理権の設定など森林経営管理制度に関する取組が実施されるようにする。
- ・民有林での森林経営管理制度の要となる林業経営者の育成のため、安定的な事業量を確保する観点から、国有林野管理経営法に基づき、2022 年度までに樹木採取区を全国で 10 か所程度パイロット的に指定するとともに、大規模なものも含め、2022 年度からの樹木採取区の指定等に向け、マーケットサウンディングを踏まえ検討する。
- ・長期に持続的経営が可能な林業経営体の確保・育成に向け、2022 年度から、ドローン等のスマート技術や事業量の確保、再造林の実施体制の整備等を通じた経営力の強化と労働安全の確保に一体的に取り組むモデル的な経営体を育成し、横展開を進める。
- ・製材工場等の大規模化への対応や木材製品の輸出促進のため、改正森林組合法に基づき、森林組合間の販売事業の新たな連携手法の活用を促進し、森林組合による販売ロットの拡大を図る。
- ・伐採と造林の一貫作業、成長の早いエリートツリー等の低密度植栽、下刈り省略等の取組を進めるとともに、2022 年度から改正間伐等特措法に基づく特定植栽促進区域への再造林を促進することにより、伐採後の確実な再造林の実施と造林未済地の解消を図る。また、エリートツリー等の苗木について、2030 年までに林業用苗木の供給量の 3 割にすることを目指す。さらに、植樹等の国民参加の森林づくりを進める。
- ・非住宅建築物等における木材利用を促進するため、木材利用に取り組む民間企業のネットワークの構築や消費者への普及啓発への支援を行うとともに、中大規模建築物における木材需要の創出や利用拡大に向けた環境整備のため、木質耐火部材、CLT、JAS 構造材等の技術開発や普及を推進する。
- ・2025 年までに林産物の輸出額を 718 億円とする目標実現のため、製材、合板等付加価値の高い木材製品の輸出拡大に向け、川上・川下が連携する輸出産地を育成する。

iv) 水産業の成長産業化

（新たな資源管理の推進）

- ・ 2021 年度から資源評価対象魚種を 200 種程度に拡大し、資源評価に必要なデータの収集を行うとともに、MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価を実施し、2021 年度中に評価結果を順次公表する。
- ・ TAC（漁獲可能量）対象魚種について、MSY の実現を目標とした管理を基本とし、2023 年度を目途に漁獲量ベースで 8 割まで拡大する。
- ・ 大中型まき網漁業等について改正漁業法に基づく IQ（個別割当）による資源管理を 2021 年 7 月から開始するとともに、その他の大臣許可漁業について 2022 年度漁期からの IQ による資源管理の導入に向けて協議を進める。
- ・ 昨今のイカ、サンマ、サケ等の不漁問題を踏まえ、資源状況の中長期的な低迷や地球環境問題への対応等の課題に対応するため、特定の魚種だけでなく複数の魚種を漁獲できるようなマルチな漁業の導入も見据え、漁獲対象種・漁法の複数化や操業形態の協業化等、リスクの分散・順応により環境変化に弾力的に対応できる操業体制・経営構造について検討し、2021 年度末を目途に、結論を得る。
- ・ 改正瀬戸内海環境保全特別措置法の施行に向け、不足する窒素・リン等栄養塩類と生産性が低下しているイカナゴ、ノリ等水産資源との関係解明等を進め、2023 年度までに湾灘協議会等に対し栄養塩類供給の管理方策を提案する。

（養殖業の成長産業化）

- 世界では、養殖の生産量が生産量全体の約 5 割を占める一方、日本では 2 割程度にとどまっている。養殖は、気候変動や諸外国船の操業等の影響を受けやすい天然水産資源と異なり、定質・定量・定価格で定時の生産をしやすく、遠隔自動給餌等様々なスマート技術と親和性が高いことから、こうした技術も十分活用しながら、以下の取組を一体的に進め、プロダクト・アウト型からマーケット・イン型への転換を図り、輸出の大幅な拡大も視野に、養殖の成長産業化を推進する。
- ・ 戦略的養殖品目である、ブリとマダイについて、2030 年の輸出額目標（ブリ 1,600 億円、マダイ 600 億円）及び生産目標（ブリ 24 万トン、マダイ 11 万トン）の実現に向けて、段階的に生産量の増加を図る。
 - ・ そのため、遠隔自動給餌システムを活用した大規模な沖合養殖の導入や、浮消波堤等による養殖に適した静穏海域の確保、漁港機能の再編・集約による陸上養殖に向けた漁港用地の効率的な活用、地域の地熱や風力などの利用によるコスト削減などに取り組む。また、餌代が生産コストの 6 割以上を占めることを踏まえ、科学的データに基づき、成長効率が強く魚粉に替わり大豆等を用いた低コストの配合飼料の開

- 発を推進する。さらに、天然資源に依存しない人工種苗を用いた完全養殖の、ブリやクロマグロでの実現に向け、研究開発を推進する。
- ・改正漁業法に基づき、漁場の適切かつ有効利用を図る観点から、養殖業への新規参入を進めるため、改正農業法人投資円滑化法による投資スキームを活用するほか、不動産担保に頼らない事業性評価による資金調達の推進のため、養殖業事業性評価ガイドラインを地域金融機関等へ周知する。
 - ・2022年度までに、養殖経営体のタイプ別（産地事業者協業タイプ、一社統合企業タイプなど）に、モデルとなる経営体の創出を図る。
 - ・養殖業の魚病対策の迅速化を図るため、2021年度中に、養殖魚のオンライン診療の推進や、魚病に詳しい獣医師リストの活用促進、養殖業者のニーズ等を踏まえた水産用医薬品の使用基準の見直しを行う。

v) 農山漁村における農林水産業以外の多様な分野との連携を通じた新たなビジネスの創出等

- ・農山漁村での所得と雇用機会の確保のため、活用可能な地域資源を発掘し磨き上げた上で、観光・健康医療等他分野と組み合わせ、新たな価値を創出する取組である「農山漁村発イノベーション」について、モデル事例を2025年度までに300事例創出するとともに、コロナ禍に伴う田園回帰や多様な働き方への関心の高まりを踏まえ、人の流れの受皿となる農村地域づくり事業体の創出、動画やSNSを活用した農山漁村の魅力発信により、世代やジェンダーを超えた多様な人材の農山漁村への集結を促進する。
- ・魅力ある農泊等に向けて、古民家等を活用した魅力的な宿泊施設の整備や、食・景観等農山漁村の多様な地域資源を活用した魅力的な観光コンテンツの磨き上げを図ることにより農山漁村の関係人口の拡大を図る。
- ・鳥獣被害対策を引き続き強化し、農業被害を一層低減するため、都道府県による広域的な捕獲や農業者等の多様な者の参画を促すとともに、ICTによる捕獲技術の高度化等を進める。また、ジビエ利用量を2025年度に2019年度比で倍増の4,000トンまで拡大させるため、動画等を活用したプロモーションや、衛生管理の高度化、処理加工施設と流通販売関係者が連携したジビエ利用拡大の取組を推進する。
- ・日本型直接支払制度について、各集落の将来像を定める集落戦略の策定を、2022年度まで集中的に推進するとともに、棚田の保全や中山間地の特色を活かした農産物の付加価値化や複合経営の導入等の多様な取組を推進する。

- ・農福連携について、2024 年度までに取組主体を 3,000 創出するとの目標達成に向け、農林水産業・福祉双方のニーズのマッチング、専門人材の育成、障害者等の農林水産業に関する技術習得支援等を推進するとともに、2021 年度に優良事例の表彰を行い、全国的に推進する。また、林福連携により、きのこ栽培や木材加工を中心に障害者の特性に応じた雇用促進等を図るとともに、福祉関係者と地域関係者が連携して行う付加価値の高い地域材製品の開発等の取組を支援し、その取組の横展開を図る。
- ・森林空間を健康、観光、教育、スポーツ等の多様な分野で活用する「森林サービス産業」に取り組もうとする山村地域を、モデル地域として設定し、課題解決への助言等の支援を行うとともに、産学官からなるプラットフォーム等を通じて優良事例等の横展開を行い、2022 年度までに、30 地域以上での森林サービス産業を創出する。
- ・漁村での経済活動を強化し、地域の雇用や所得の向上を図るため、水産物の販売・加工、漁業体験、釣り、渚泊など海の関連産業である「海業」に取り組む地区を、2021 年度中に新たに 10 地区程度創出するとともに、漁港用地等の再編・整備、漁協や民間事業者による漁港利用の促進策の検討を行い、取組地区の更なる拡大を図る。